

名古屋市配偶者からの暴力防止及び 被害者支援基本計画（案）について

市民の皆さまのご意見を募集します。



総合的なDV対策の推進をめざして

名古屋市では基本計画の策定に向けて、学識経験者、関係団体、関係機関による検討会議を設置し協議を行ってきました。基本計画にもりこむべき項目等については、被害者からの意見募集及び関係団体・機関に対してのヒアリングから内容を検討してまいりました。

このたび、検討会議での協議を踏まえ、本市としての基本計画（案）をまとめましたので、皆さまのご意見を募集します。

なお、皆さまからお寄せいただいたご意見の内容につきましては、本市の考え方とあわせて、公表する予定です。

平成 20 年 12 月 名 古 屋 市

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(案)〈概要〉

1 策定の背景

平成 13 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されたことから、¹「配偶者からの暴力（以下「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という。）による被害者への支援が国及び地方公共団体に求められてきました。その後、この法律は、平成 16 年 6 月及び平成 19 年 7 月と 2 度改正され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」の策定と配偶者暴力相談支援センター業務の実施を市町村の努力義務と決めました。

基本計画の策定には、内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省により告示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成 20 年 1 月改定）」において、基本的視点として「被害者の立場に立った切れ目のない支援」「関係機関等の連携」「安全の確保への配慮」及び「地域の状況の考慮」の必要性を示し、留意事項として「身近な行政主体としての施策の推進」「既存の福祉施策等の十分な活用」などが望ましいとされています。

2 策定の趣旨

このたび、名古屋市が策定する基本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画であり、DV被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した総合的なDV対策を積極的に推進することを目的に策定したものです。

この目的を達成するために、「①総合的な推進体制づくり」「②DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり」「③DV被害者への切れ目のない支援体制づくり」「④二次的被害を起こさない支援体制づくり」に取り組みます。

3 計画策定の基本的な視点

- ① 施策の策定・推進にあたっては、DV被害当事者の参画や意見を尊重します。
- ② DVを防止すること及び、DV被害者の保護、自立支援は行政の責務です。
- ③ DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- ④ 被害者は、自らの意思に基づき、安心・安全な生活を営む権利があります。
- ⑤ 被害者は、国籍、年齢、障害の有無に関わらず支援を受ける権利があります。
- ⑥ 被害者が本来持っている力を信頼しつつ、被害者の意思を尊重した支援が必要です。
- ⑦ DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者です。
- ⑧ 施策の推進は、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携が不可欠です。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間とします。

¹ 「配偶者」：配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていない事実婚を含む。男性、女性を問わない。また離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることも含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含む。



DV被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した 総合的なDV対策の推進



基本方向 **1** 総合的な推進体制づくり

名古屋市が策定する基本計画を、推進していくため、総合的な推進体制や支援体制を整備するとともに、国・県の機関や他自治体の関係部署、団体との連携を図ります。

重点目標

- ①名古屋市としての総合的な推進体制の整備
- ②総合的な支援体制の整備
- ③国・県の機関との連携
- ④関係機関・団体の連携

基本方向 **2** DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり

現に被害を受けている人の救済・支援に止まらず、広く市民向けのDV防止策を充実させるとともに、子どものところからの暴力によらない関係性の構築などに焦点をあてて、暴力を許さない地域社会をめざします。

重点目標

- ⑤DV防止策の推進
- ⑥DV防止意識の向上
- ⑦DV被害の発見・通報体制の整備
- ⑧調査・研究の推進

基本方向 **3** DV被害者への切れ目のない支援体制づくり

DV被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した支援の充実のために、相談、保護、自立支援等多くの段階にわたって、被害者を孤立させない切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

重点目標

- ⑨相談・保護体制の整備
- ⑩住まいへの支援体制の整備
- ⑪就業などの生活支援体制の整備
- ⑫こころとからだへの支援体制の整備
- ⑬子どもへの支援体制の整備
- ⑭外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援体制の整備

基本方向 **4** 二次的被害を起こさない支援体制づくり

DV被害を潜在化させる要因のひとつである二次的被害を起こさないために、被害者の安全確保策の強化と職務関係者の研修充実に取り組みます。

重点目標

- ⑮被害者の安全確保策の強化
- ⑯研修体制の整備
- ⑰苦情処理の適正化・迅速化

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（案）について 市民の皆さまのご意見を募集します。

1 資料の配布場所等

区役所情報コーナー、支所、市民情報センター、つながれっと NAGOYA など
名古屋市公式ウェブサイト

(<http://www.city.nagoya.jp/>の名古屋市政＞パブリックコメントのページ)

※ 点字版・音声変換用テキストを希望される方は、子ども青少年局子ども福祉課
へお問い合わせください。

2 募集期間

平成 20 年 12 月 5 日（金）～平成 21 年 1 月 9 日（金）必着

3 提出方法（別紙の「ご意見記入用紙」をご利用ください。）

- ・ 郵送、ファックス、電子メールでお寄せいただくか、直接お持ちください。
（電話など口頭でのお申し出は、受付できませんのでご了承ください。）
- ・ 意見の提出にあたっては、住所・氏名をご記入ください。
- ・ 任意の様式にご記入いただいても結構です。

4 提出された意見の公表について

募集締切後、皆さまからお寄せいただいたご意見の内容につきましては、本市の
考え方とあわせて公表する予定です。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

5 提出先・お問合せ先

名古屋市子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課（市役所本庁舎 1 階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話：(052) 841-0815 ファックス：(052) 841-5821

電子メール：a2517@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

個人情報の取扱いについて

- 1 個人情報の取扱いには十分注意し、個人等が特定できるような内容は掲載しません。
- 2 住所、氏名、電子メールアドレスなどについては、名古屋市個人情報保護条例に基づき、
他の目的に利用・提供しないとともに適正に管理します。



この資料は、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画原案」の概要版となっています。全文は、名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>の名古屋市政＞パブリックコメントのページ) または区役所等で閲覧用冊子をご覧ください。

紙 用 記 入 意 之

氏 名			
住 所			
性 別		年 齡	代 年 歲

1. 計画策定の基本的な視点について
2. 基本方向について
3. 重点目標について
4. 全般的な意見

This image shows a full page of primary-ruled paper. It features ten sets of horizontal lines across the page. Each set consists of three lines: a solid top line, a dashed middle line, and a solid bottom line. The lines are evenly spaced and extend from the left margin to the right edge of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

募集期間 平成20年12月5日（金）～平成21年1月9日（金）必着

名古屋市子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課（市役所本庁舎１階）

電話：(052) 841-0815 ファックス：(052) 841-5821

※ 電話など口頭でのお申し出は、受付できませんのでご了承ください。



のりづけ部分

折り山5



料金受取人私郵便

名古屋中支店
承認

7415

差出有効期限
平成21年1月
9日まで

(受取人)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋子ども青少年局

子ども福祉課 行

切手不要



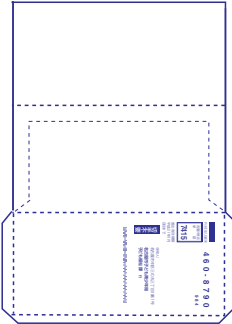
折り山3

のりづけ部分

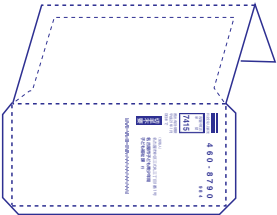
折り山1

封書のつくり方

①実線を切って、折り山1～5を折る。



②のりづけ部分にのりづけをして宛先が表になるように折る。



③完成。



のりづけ部分



折り山4